

十和田市事務事業評価シート

【事務事業の概要】

整理番号	46	実施計画番号	71
事務事業名	乳児家庭全戸訪問事業		事業開始年度 平成22年度
担当課名	健康増進課		事務の種類(選択) 自治事務
根拠法令等	母子保健法第11条、児童福祉法第6条	関連事務事業	
背景や経緯等	母子保健法に基づき、育児上必要があると認められる新生児及び乳児に対し訪問指導を実施してきた。一方児童福祉法では、増加する虐待の発生を防止することを目的に生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する乳児全戸訪問事業を制定。十和田市でも虐待に係る相談件数が増加しており、平成22年度から事業を実施した。		
事務事業の目的	母子の健康管理の徹底を図り、異常及び疾病等の発生防止・早期発見に努めるとともに、子育て支援に関する情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぐことにより虐待の発生を防止する。		
実施状況	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、保健指導を実施した。また、産後うつスクリーニング高得点者には再訪問をし、必要な支援を行った。		

【人件費の推移】

		24年度実績	25年度実績	26年度計画
正職員	従事者数(人)	6	7	6
	活動日数(日)	26	17	19
	人件費(千円)	5,616	4,284	4,104
正職員以外(選択↓)	従事者数(人)	1	2	2
	活動日数(日)	61	38	45
	人件費(千円)	451	562	666

【事業費の推移】

		24年度実績	25年度実績	26年度計画
事業費合計(千円)		535	1,010	1,277
うち一般財源		268	506	426
うち国県支出金		267	504	851
うち地方債				
うちその他				

【指標】

活動指標	活動指標名①		乳児家庭全戸訪問実施件数			
	計算式等		単位	24年度実績	25年度実績	26年度計画
			件	398	431	460
	活動指標名②					
	計算式等		単位	24年度実績	25年度実績	26年度計画
成果指標	成果指標名①		ハイリスクポイントの改善率			
	計算式等		単位	24年度	25年度	26年度
	産後うつスクリーニング高得点者÷サイスクリーニング得点減少者		%	目標値 30	32	40
				実績値 23	23	
				達成度(%) 77%	72%	
	成果指標名②					
	計算式等		単位	24年度	25年度	26年度
			目標値			
			実績値			
			達成度(%)			

十和田市事務事業評価シート

整理No	46
計画No	71

【担当課による検証】

ポイント		検証(選択)	評価	点数	合計	検証の理由		
妥当性	① 市民ニーズ等から見る妥当性 市民ニーズや時代潮流の変化により、事務事業の役割が薄れていないか	A 薄れていない B 幾分薄れている C 薄れている	A	2	4	存在意義の見直しの余地 0 / 4 新生児及び乳児の健康の保持増進、疾病の早期発見のため保健師等が訪問すること、また保護者の心身の様子や養育環境を把握し育児に関する不安や悩みを傾聴し、必要な支援を行うことは妥当と考える。		
	② 実施主体である妥当性 行政が実施することが妥当か(民間と競合していないか)	A 妥当である B あまり妥当ではない C 妥当ではない	A	2				
有効性	③ 活動指標から見る有効性 活動指標の実績は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	B	1	4	成果向上の余地 2 / 6 訪問実施率は96.4%代で、長期里帰りにより訪問実施日が遅れたり、訪問を拒否するケースが見られる。訪問困難ケースには来所相談や4か月児健康診査等で確認するよう努めている。また、女性の社会進出と核家族化により育児の孤立が問題視される中、ハイリスクポイントの改善率は減少し、訪問等による支援をさらにすすめるとともに、カンファレンスにより支援方法の検討を実施する。		
	④ 成果指標から見る有効性 成果指標の目標達成状況は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	B	1				
	⑤ 事務事業の見直しの余地 成果を向上・安定させるため、事務事業の見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2				
効率性	⑥ 事業費の削減の余地 事務手順の見直しや正職員以外での対応により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	★	2	6	コスト削減の余地 0 / 6 妊娠経過から産後までの事前情報を元に困難ケースは保健師が、他は在宅助産師等医療職を活用し全戸訪問が達成できるよう実施している。また、訪問者が医療従事者であることは母子保健法に定められた新生児訪問指導も兼ねられるため効率的と考える。		
	⑦ 他の事務事業との統合・連携 類似又は関連事業との統合・連携により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2				
	⑧ 民間委託等 民間委託・指定管理者・PFI等により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2				
公平性	⑨ 受益の偏り 現在の受益は公平か。特定の個人・団体に受益が偏っていないか	A 偏っていない B 多少偏っている C 偏っている	A	2	4	受益者負担適正化の余地 0 / 4 生後4か月までの全乳児が対象であるため公平である。		
	⑩ 受益者負担の見直しの余地 現在の受益者負担は適切か。見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2				
					現在の適性	18 / 20	改善の余地	2 / 20

【点数化による検証】

当該事業の現在の適性は20点中 **18** 点です。

当該事業の改善の余地は20点中 **2** 点です。

【担当課長による評価】

当該事業の今後の方向性(選択) ⇒ **有効性を改善して継続**

方向性の理由	新生児及び乳児の健康管理の徹底を図り、異常及び疾病等の発生防止・早期発見に努めるとともに、育児に関する不安や悩みを傾聴し相談を受けるとともに子育て支援に関する情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぐことにより虐待の発生を防止する必要がある。
今後の具体的な取組方策と狙う効果	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、産後うつスクリーニングを実施する。高得点者には再訪問をするなどし必要な支援を行うことにより、虐待の発生を未然に防ぐ。